

恵庭市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月24日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第23号

恵庭市公害防止条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市公害防止条例施行規則(昭和49年規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1(1)中「伝熱面積が5平方メートル以上10平方メートル未満であること」を「燃料の燃焼能力が重油換算1時間当たり25リットル以上50リットル未満であること」に改める。

別記第1号様式中「㊟」を削る。

別記第3号様式から別記第7号様式まで中「㊟」を削る。

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。

